

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社INPEX
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 隆之
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長上田隆之は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、内部統制の整備及び運用状況を評価することによって、その有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社27社及び持分法適用会社1社を全社的な内部統制の評価対象とした。その他の連結子会社と持分法適用会社は、金額的及び質的影響並びに財務諸表上の重要な虚偽記載の発生可能性の観点から評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主要な事業が石油・天然ガス等の探鉱・開発・生産及びその販売であることから、主に生産段階における拠点の事業規模を表す指標として売上収益、主に探鉱・開発段階における拠点の事業規模を表す指標として総資産がそれぞれ適切と判断した。全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、連結売上収益または連結総資産の上位3分の2を占める事業拠点を、金額的重要性に基づく重要な事業拠点として選定した。また、グループ全体のガバナンスを担う当社及び石油・天然ガスの販売等における重要な役割を担う事業拠点を、質的重要性に基づく重要な事業拠点として選定した。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの主要な事業が石油・天然ガス等の探鉱・開発・生産及びその販売であることから、売上収益、売掛金及び石油・ガス資産を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス等の財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを評価対象とし、デリバティブ取引、税効果会計、減損会計、税金計算等の業務プロセスを追加した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。